令和７年度

市民提案型地域づくり事業支援補助金

Ｑ＆Ａ

Q：　どんなことに活用する補助金？

A：　これまでには、地域の景観づくりや婚活イベントの開催、地域の歴史文化・方言の講座、子どもたちと高齢者の交流イベントなど、様々な事業に活用されています。

　　　この補助金で新しく始める事業だけでなく、これまでに行ってきた事業をより良いものにするために活用することもできます。

子育て支援

結婚応援事業

　地域活性化事業

 (経済・農業畜産業，

地域資源の活用)

安心・安全なまちづくり（消防・防災活動，

景観・環境活動）

市のPR活動

観光開発

安全歴史，伝統・文化，

教育関連活動

福祉・保健事業，

健康づくり活動

Q：　補助金を申請できるのは？

A：　補助金を申請できるのは３人以上で事務所が市内にあるなどの条件を満たした団体のみで、個人ではできません。なお、補助金の受取には団体名義の預金口座が必要になります。

Q：　申請はどうすればいいの？

A：　事業計画書などの書類を提出していただきます。書き方は記入例を参考にしていただいたり、市の窓口でご相談いただけます。

　　　また、申請内容についての事前相談も受け付けております。

Q：　補助の内容は？

A：　自由なアイディアにより事業を行う「テーマ自由型」と、市内の特定地域の活性化を目的とした「地域チャレンジ型」の事業を募集しています。

☆補助金の額

「テーマ自由型」・「地域チャレンジ型」どちらも20万円を上限に事業の対象経費の90％が補助されます。最大３年間申請ができます。

Q：　事業の審査はどのように行われるの？

A：　審査は、受付時に募集要項との適合を確認し、その後、審査会にて「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」を行います。審査員は、地域づくりに関わる方から選出された7名です。

　　　審査結果は市長に報告され、採用するかどうか決定されます。

Q：　補助金の支払いはどうなるの？

A：　事業が完了し、実績報告により補助金を確定した後に交付されます。

ただし、事業を実施するために必要がある場合は、前金払いの申請ができます。前金払いできる金額は交付決定額の70％が上限です。

〈注意〉

前金払いした場合は、完了後に精算することになります。

その際、受領済みの額と確定額とに差額があり受領額の方が大きい場合は、その差額分を返納することになります。

Q：　補助金申請は、いくつでも申請できますか？

A：　補助金の交付は、各年度において各団体ごとに１事業までとなります。